

議案第58号

福岡市子ども・子育て支援法施行条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和7年2月21日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

理由

この条例案を提出したのは、子ども・子育て支援法の一部改正に伴い、妊婦のための支援給付に係る調査に応じない者に対する過料について必要な事項を定める必要があるによる。

福岡市子ども・子育て支援法施行条例の一部を改正する条例

福岡市子ども・子育て支援法施行条例（平成27年福岡市条例第18号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「第13条第1項」を「第10条の5若しくは法第13条」に改め、「。以下同じ」を削り、「同項」を「これら」に改め、「当該」を削る。

附則第2項中「第13条第1項」を「第13条」に、「以下同じ。）」とあるのは「子ども・子育て支援法施行令」を「）」とあるのは「子ども・子育て支援法施行令」に改める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。